

「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正（案）の概要について

令和 3 年 3 月
こども未来部こども政策課

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

（1）基準省令・府令の改正概要

- ・家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするための基準を追加するものです。
- ・その他所要の規定の整備をしようとするものです。

（2）基準条例の一部改正の検討について

追加をしようとする基準は参酌すべき基準であるため、地域の実情に応じて省令と異なる内容を定めることも可能とされていますが、当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから国と同様の基準を定める必要があると考えられます。

検討の結果、基準省令・府令どおり改正する案としています。

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 効果

家庭的保育事業等に対する基準の明確化を図ることができます。

「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正（案）の概要について

令和 3 年 3 月
こども未来部こども政策課

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「基準条例施行規則」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

（1）基準省令・府令の改正概要

児童福祉施設の業務負担軽減等を図る観点から、児童福祉施設による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするための基準を追加するものです。

（2）基準条例施行規則の一部改正の検討について

追加をしようとする基準は参酌すべき基準であるため、地域の実情に応じて省令と異なる内容を定めることも可能とされていますが、当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから国と同様の基準を定める必要があると考えられます。

検討の結果、基準省令・府令どおり改正する案としています。

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

4 効果

児童福祉施設に対する基準の明確化を図ることができます。